

F P A 短信

2020年3月1日

「10万円以下」でも医療費控除が受けられる

医療費控除は1年間の医療費が10万円超の部分に適用されるということになっていますが、給与年収が約310万以下の場合は下記の少ない方を医療費総額から差し引きます。

- ① 10万円
- ② 所得の5%相当

給与年収		A 納税控除後 (所得金額)	$A \times 5\%$
310万	⇒	199万	99,500
250万	⇒	157万	78,500
200万	⇒	122万	61,000
150万	⇒	85万	42,500

『例』医療費が9万円分だった場合

夫の年収が400万の場合は所得金額が2,660,000円なので5%は、133,000円で10万を超えていないので、医療費控除は対象外です。
妻の年収が200万円の場合、61,000円を超えた分に、妻で医療費控除が可能となります。

「体調を崩して入院」「年の中途から再就職」など、何らかの事由で通常より年収が下がっている場合、少し手間はかかりますが、医療費の領収書をとりまとめて、医療費控除の申告を考えてみましょう。

※新型コロナ肺炎の影響で確定申告の申告期限が4月16日まで延長になりました。